

音楽科における鑑賞教育に関する基礎的考察

— 学習指導要領における「鑑賞」 —

古山 典子⁽¹⁾

本来、「音楽を聴く」という行為は、あくまでも主観的な行為である。しかし音楽科教育では、集団授業で同じ音楽を聴き、音楽への理解を深めさせようとしてきた。しかし、そのような鑑賞教育が、本当に「音楽を聴く力」を育ててきたのであろうか。

本研究ではまず、昭和22年の小学校学習指導要領第一次試案から平成29年改訂の第九次学習指導要領までを概観し、これまで音楽科において「鑑賞」がいかに扱われてきたのかを明らかにした。

学習指導要領において、音楽科ではこれまで一貫して「鑑賞」を扱い、昭和26年の第二次試案からは諸要素に着目した鑑賞活動に取り組んできた。しかし、現在の音楽科での鑑賞指導で行われている、感受したことを予め設定した要素に結びつけて言語化させるといった活動が、音楽を聴く力の育成に繋がるのかを問わなければならない。

鑑賞活動を一人ひとりが音楽と出会い、心を揺さぶる経験への契機とするために、音楽科ができることは何か。この視点からの再検討が求められる。

キーワード：音楽科、鑑賞、学習指導要領、「聴く力」の育成

1 研究の目的

音楽活動は「音・音楽を聴く」という行為がなくては成り立たない。では、音楽科ではそれをどのように捉えてきたのだろうか。

本来、「聴く」という行為はあくまでも主観的な行為であり、その場限りのものとなることも少なくない。また、音楽は具体的なものの模写ではなく、鑑賞者が捉えるモノ・コトは同一ではない。その上、その捉えられたモノ・コトは、たとえば言語によって他者に正確に伝え得るものでもない。そこで学校教育では、音楽を形づくる具体的な要素に着目させて聴くことを求めることによって、鑑賞の指導と評価が実現できると考えてきたといえるだろう。

ここでは、音楽科で求められる「聴く力」を再検討するための基礎的研究として、第一次試案から第九次に至るまでの小学校学習指導要領に着目し、学校音楽科教育において「鑑賞」がいかに扱われてきたのかを

明らかにしたい。

2 市民の「聴く力」

小学校学習指導要領の内容を概観すると、音楽科における鑑賞では主に西洋の「クラシック音楽」、とくにバロック時代からロマン主義時代の音楽が多く取り上げられてきたといえるであろう。そうした学校教育において鑑賞教育を受けてきた人々が身に付けたはずの「クラシック音楽を聴く」態度が学校教育を離れてどのように現れているのだろうか。ある地方都市のコンサートホールの入場者数を一つの例として瞥見したい。

このコンサートホールは、客席数約2000席を有し、公益財団法人によって運営されている。市街地に近く、主要駅から路線バスでも10分程度の商業地域に位置する。

このホールでの事業のうち、著名人や芸能人による

⁽¹⁾福山市立大学教育学部児童教育学科 e-mail: n-koyama@fcu.ac.jp

コンサートや幼児も参加可能なファミリーコンサートでは満席あるいはそれに近い集客があるが、いわゆる「クラシックコンサート」では、入場者数がしばしば3分の1以下に留まる（表1を参照）。たとえば、2015年度では「音楽の絵本 サマーファミリーコンサート」では1,541人の入場者数があったものの、クラシック音楽による演奏会では、表1に見られるように客席数の4割を下回る傾向が見られる¹⁾。

地方都市と大都市圏でのコンサート集客の背景は異なることが予想されるが、このホールの実例は、市民に「クラシック音楽」を聴く文化が育っていると言いつても言い難い現状があることを表している。

この現状に対して、音楽科のみが責任を負うものではない。また、それぞれのコンサートの日程や演目、チケット料金等の影響もあるであろう。しかしその一方で、戦後策定された「学習指導要領」に基づきつつ、学齢期の教育を担ってきた学校音楽科教育の成果の現れの一部と捉えることもできるのではないだろうか。

これまで学校の鑑賞教育では前述した通り、西洋音楽を基盤とし、それらの楽曲を教材として扱ってきたにもかかわらず、学校教育を離れた時、市民に少なくともその音楽を理解する力、感じ取る力、「聴こう」とする態度がどれほど身に付いているのか、冷静に顧

みる必要性を示しているといえるであろう。

そこで本研究ではまず、これまでの学校音楽科教育が「鑑賞」をどのように捉えてきたのかを明らかにするために、昭和22年第一次試案から平成29年第九次までの小学校学習指導要領の内容を概観する。

3 学習指導要領の改訂と「鑑賞」

3.1 昭和22（1947）年告示「学習指導要領 音楽編（試案）」文部省（第一次試案）

戦後初めて「試案」として出された学習指導要領の目標は、以下の6点であった。

- 一 音楽美の理解・感得を行い、これによって高い美的情操と豊かな人間性とを養う。
- 二 音楽に関する知識及び技術を習得させる。
- 三 音楽における創造力を養う（旋律や曲を作ること）。
- 四 音楽における表現力を養う（歌うことと楽器をひくこと）。
- 五 楽譜を読む力及び書く力を養う。
- 六 音楽における鑑賞力を養う。

この昭和22年（第一次試案）の「まえがき 一 芸術としての音楽の本質」の冒頭には、以下のような記述

表1 主な「クラシック」演奏会の入場者数（2015～2017年度）

年度	出演者	演奏会の概要	入場者数
2015	館野泉トリオコンサート	ピアノ：館野泉／ヴァイオリン：ヤンネ館野ほか	479
	メルビッシュ湖上音楽祭祝祭管弦楽団	オペレッタ『こうもり』	794
	古典の日コンサート	5人のピアニストによる5台のピアノコンサート	485
	クリスマスガラ・コンサート	地域のプロの演奏家で構成された4団体が出演	634
2016	シエナ・ウインド・オーケストラ	レスピーギ：ローマの祭、ローマの噴水、ローマの松ほか 指揮・トーク：佐渡裕	1771
	英国ロイヤル・バレエ団	『ジゼル』	1433
	ハンガリー国立フィルハーモニー管弦楽団	リスト：交響詩<レ・プレリュード>、ドヴォルザーク：交響曲第9番<新世界より>ほか 指揮：小林研一郎／ピアノ：牛田智大	723
	クリスマスガラ・コンサート	地域のプロの演奏家で構成された1団体と3名の演奏家が出演	625
2017	ベルリン交響楽団（共催）	シューベルト：未完成、ベートーヴェン：交響曲第5番ほか	1640
	ロシア国立ウリヤノフスク交響楽団	チャイコフスキー：ヴァイオリン協奏曲、交響曲第5番ほか ヴァイオリン：神尾真由子	615
	クリスマスガラ・コンサート	地域のプロの演奏家8組10名が出演	403
	ウィーン・サロン・オーケストラ	シュトラウスを中心としたニューイヤーコンサート	383
2017	フィンランド・タンペレフィルハーモニー管弦楽団（共催）	シベリウス：フィンランディア グリーグ：ピアノ協奏曲イ短調, op. 16（ピアノ：田部京子）ほか	614

がある²。

音楽は、音を素材とする時間的芸術である。
音楽では、素材となる音に、まず、生命が与えられる。即ち、音のリズミカルな運動が起されて、ここに、音楽的な生命の躍動が始まるのである。
リズミカルな運動は、発展して旋律的な要素の導入となり、旋律的な動きは、必然的に和声の内附けを生む。
このような発展過程をたどる音の運動は、他面において、音勢（ダイナミックス）によって、陰影と活動的な力が与えられ、速度によって、音楽表現の根本的な傾向が規定せられ、拍子によって、それらが整備されるのである。
音楽においては、このような要素が、更に形式という「わく内」で動かされる。
音楽が、このように一定の形式をとるのは、音そのものが、言葉のような具体的な内容を持たぬ上に、発生と同時に消え去るという、根本的な特性に基因する。かりに、作曲者が、感興の趣くままに、音を無秩序に並べる時は、音が具体的な意味を持たぬだけに、それを音楽として、統一にとらえる手掛かりをわれわれに与えないのである。即ち、第三者にとっては、それは、単なる音の無意味な羅列に過ぎず、音楽として理解し、感得することができないのである。それ故、古来、音楽の表現には、多様性の中に、秩序と統一とを見出だすところの一定の形式を用いたのである。ことに、古今の名曲として、広く親しまれているものは、たとえそれがどんな簡単な小曲であるにしても、極めて秩序正しい形式を持っている。（略）

この文言から明らかなように、当時の音楽科では、形式主義的な考えに基づいて学習指導要領が編まれている。ここで示された「音楽美」について、形式をもった音楽こそが「芸術音楽」であり、音楽科教育で教えるべきものであるといった捉え方がなされていることが明らかである。

ただ、この第一次試案は、戦時中の国民学校期に「徳性の涵養」や「国民的情操の醇化」を目的に行われてきた音楽科教育への反省から、芸術を手段とするのではなく、「音楽美の理解・感得が直ちに美的情操の養成となる」と位置付け、音楽美に迫るものへと方向付けるものであった。児童の実態にそぐわないほどの高度な内容であったにせよ、音楽教育を芸術教育として、明確に提示した点に大きな意味があった。

この時の音楽科のあり方に対する考えは、「音楽教育の目標」として記された以下の記述からも読み取ることができる²。

（略）今後の音楽教育はあくまでも純正な音楽教育であるべきで、児童がよい音楽を十分表現し、

且つ理解するようになることを目標とし、これがそのまま正しい情操教育であるということを、しっかり考えておかなければならない。

そして、鑑賞指導に対しては、音楽を楽しむものであること、鑑賞を通して「音楽する」意欲を高めることを基本的な姿勢として示していた。

またこの第一次試案では、音楽は本来言葉で表すことのできるものではない、としながらも、「学習指導上注意すべき要点」の中で、鑑賞指導での教材について以下の10点を挙げ、曲目を例示している。

- 1) リズムのおもしろさを味わわせるもの
- 2) 旋律のおもしろさを味わわせるもの
- 3) 和音のおもしろさを味わわせるもの
- 4) 楽器の特徴を味わわせるもの
- 5) 楽器の組み合わせの違いを味わわせるもの
- 6) 合唱の美しさを味わわせるもの
- 7) 形式についての理解を持たせるもの
- 8) 標題と音楽との関係についての理解を持たせるもの
- 9) 各国の民族的特徴を味わわせるもの
- 10) 音楽の様式についての理解を持たせるもの

山本文茂（2009）は、当時の「鑑賞力」を、第5・6学年の目標項目(1)に示された鑑賞教育の目標「歌唱・器楽・創作の各教材における主観的体験と鑑賞教育における客観的体験とを総合して音楽を理解し、更に音楽に対する判断力を養成するようにする」ことであった、と指摘している⁴。

3.2 昭和26（1951）年告示「小学校学習指導要領音楽科編（試案）改訂版」⁵ 文部省（第二次試案）

この第二次試案で示された「音楽教育の一般目標」は、「音楽経験を通じて、深い美的情操と豊かな人間性とを養い、円満な人格の発達をはかり、好ましい社会人としての教養を高める」である。この改訂では、音楽科の一般目標に「音楽美」という言葉が見られなくなっている。

また、昭和22年（第一次試案）について「技術の習得のみに主眼がおかれ」と指摘し、この改訂では「技術や知識の習得のみに偏することなく、広い意味での人間教育の一面を分担すべきである」とされた⁶。そして、民主的、文化的国家として歩むために、「音

楽技術の体験を通して、音楽美の理解・感得と、豊かな美的情操育成による人間完成が要求される」と述べ、「円満な人格」や「好ましい社会人」といった人間教育としての位置づけを強調したことが特徴として挙げられる。

ただ、「序論 I 音楽の本質」には、昭和22年（第一次試案）と同様の記述が見られ、継続して形式主義に基づいた鑑賞教育が目指されていたことは明らかである。

この第二次試案の「IV 鑑賞の指導法」には、鑑賞指導の意義について次のように記載されている。

1 鑑賞指導の意義

よい音楽を聞くことによって、児童の音楽性を引き出し、健全な鑑賞能力を養い、文化的な社会人としての教養を高めるところに鑑賞指導の意義が見いだされるのであるが、音楽教育の立場だけから考えても、すべての音楽表現能力の発達やその指導は、広い意味で音楽を聞く活動から始められるとよい。つまり、音楽の美しさを味わってそれに感動できるような心を育てることは、あらゆる音楽教育の根本であるということができる。（略）

また、鑑賞能力の発達については以下の6項目が挙げられていた⁷。

- 1) 鑑賞能力は、あらゆる音楽学習活動の裏づけとして発達する。
- 2) 楽曲に対する興味の傾向。
(略) 最初、リズムカルな音楽に興味を持つが、学年が進むにつれて旋律的なもの、和声的なものへと向い、一方音色・調和美・楽器の組合せ・感情などについては、単純なものから徐々に複雑なものに興味を持つようになってくる。
- 3) 楽しんで聞くことから、理解・識別して聞くことへ発展する。
(略) 学年が進むにつれて、音楽的理解力を伴い、識別して、より高い楽しさを味わうようになってくる楽曲の形式や構造・和声・表情・標題と音楽との関連、作曲者・社会的背景・歴史的地理的背景などに関する関心や理解は児童の音楽性の発達と必要感の増大に伴って発達する。
- 4) できるだけ聞く機会を多く持てば、鑑賞能力は発達する。
- 5) 創造的、印象的な聞き方をすれば、鑑賞能力は発達する。
各人の個性を生かした聞き方、すなわち、それぞれ創造的、印象的に聞くことによって、すなおな鑑賞力の発達が促される。

6) 注意の集中力と鑑賞

これらから、この当時の鑑賞能力が、楽曲の形式や構造、作曲者や作品の背景等への関心の高まりと相まって向上するものと捉えられていることがわかる。つまり、それらの知識や関心をもって音楽を聴くことが、「より高い楽しさ」を味わうことになると考えられている。それに関連して、「2 鑑賞指導の方法ならびに指導上の注意」では、要素に着目した分析的な聴き方の必要性が明記されている。

音楽の鑑賞は、その曲全体、演奏全体を感覚的に、あるいは感情的に味わうことができるし、一般的にはそのように行われるのが普通であろう。しかし音楽教育の一つの過程として、より広く、より深く音楽美を味わえるためには、要素的な聞き方、分析的な聞き方の指導が必要である。すなわち、音楽の要素や組織を理解しながら、聞き味わう指導がなされなければならない。（略）

各学年の鑑賞の指導目標としては10項目が挙げられている。音楽に対する知識に関しては、曲の気分・情景、形式、リズム、拍、拍子、音や声の種類、音階（長調・短調・日本音階）、描写音楽と純音楽の比較・識別、楽器の知識、旋律・リズム・和声等の理解が含まれた。たとえば、第6学年では、「交響楽団の企画をしたり、模型を作ったりする」といった内容までもが鑑賞の内容として記載されている。

その一方で、「なるべく児童が音楽それ自体を聞いて、創造的に味わいとるようにすることが必要」との指摘も見られる⁸。

また、昭和26年（第二次試案）の「序論 II 音楽教育の特質」では、表現との関連性が次のように述べられている。

音楽は、前に述べたように、音を素材とする時間的芸術であって、演奏という形を通して表現されるのであるから、音楽においては、作曲者と鑑賞者との間に演奏者という特異な存在が必要とされるのである。この意味から、音楽の理解・感得をするためには、演奏者としての楽曲の解釈と、表現技術の体験の裏づけが

あつてはじめてじゅうぶんにその成果を期待することができる。(略)

ここから、第二次試案では、作曲者による音楽作品と鑑賞者の間に演奏者が存在することを明示し、演奏を鑑賞者自身が体験することによってより深い鑑賞が可能になると捉えている。つまり、演奏者としての音楽的な解釈や表現自体の追求によって鑑賞する音楽作品そのものの理解が深まるのであり、音楽を理解し感得する鑑賞には表現との密接な往還を必要とする、という捉え方がなされていることがわかる。

なお、この第二次試案には、「付録(A)鑑賞用音楽レコード」として、演奏形態、楽曲の種類、学年別の分類が付されており、曲名のほかに演奏者名、レコード会社名、レコードの大きさ等まで挙げられている。これは、教材環境を整えるだけではなく、指定された音源が教育的価値のある良い楽曲の良い表現として捉えられていたことを意味する。

3.3 昭和33(1958)年告示「小学校学習指導要領 第5節 音楽」文部省(第三次)

文部省告示となった第三次学習指導要領では、領域として「鑑賞」が「表現」よりも前に示されている。

ここでの教科目標としては、5項目が挙げられている。総括的な目標である「1 音楽経験を豊かにし、音楽的感覚の発達を図るとともに、美的情操を養う」に次いで、「2 すぐれた音楽に数多く親しませ、よい音楽を愛好する心情を育て、音楽の美しさを味わって聞く態度や能力を養う」とあり、「鑑賞」がすべての音楽活動の基礎、あるいは前提となるという認識を意図的に示しているものと思われる。これについて、山本(2009)は、当時の学習指導要領編纂に携わる委員の見解が影響したと推察している⁹。

なお、この改訂によって、教科目標から、第二次試案で見られた「音楽経験を通じて、深い美的情操と豊かな人間性とを養い、円満な人格の発達をはかり、好ましい社会人としての教養を高める」といった付随的な音楽の価値を表す文言は見られなくなった。

第三次学習指導要領の各学年の鑑賞に関する目標は、表2の通りである。

表2 第三次の「鑑賞」の目標

第1学年	(1)音楽を聞くことに興味をもたせ、身体反応を伴った鑑賞活動を通して、音楽的感覚の芽えを伸ばす。
第2学年	(1)楽しく静かに聞く態度や習慣を養うとともに、身体反応を伴った鑑賞活動を通して、音楽的感覚特にリズム感を伸ばす。
第3学年	(1)静かに注意深く聞く習慣を養い、音楽的感覚を伸ばすとともに、楽器の音色、音楽の種類や演奏形態に興味をもたせる。
第4学年	(1)静かに注意深く聞く習慣を養い、音楽的感覚を伸ばすとともに、楽器の音色、音楽の種類や演奏形態にいつそう興味をもたせる。
第5学年	(1)注意深くしかも想像豊かに聞く習慣を養い、音楽的感覚をいつそう伸ばすとともに、楽器や声の種類とその特徴、音楽の種類および演奏形態について理解させる。
第6学年	(1)注意深くしかも想像豊かに聞く習慣を養い、音楽的感覚をいつそう伸ばすとともに、楽器や声の種類とその特徴、音楽の種類、演奏形態についての理解を深める。

また、この改訂で鑑賞と歌唱の共通教材が指定されるようになった¹⁰。

表3 第三次 鑑賞共通教材指定曲

第1学年	「おもちゃの兵隊」(イエッセル), 「森のかじや」(ミヒアエリス), 「ガボット」(ゴセック)
第2学年	「おどる人形」(ポルディーニ), 「かっこうワルツ」(ヨナーソン), 「トルコ行進曲」(ベートーベン)
第3学年	「おもちゃシンフォニー」(ハイドゥン), 「金と銀」(レハール), 「金婚式」(マリー)
第4学年	「白鳥」(サンサーンス), 「スケーターズワルツ」(ワルトトイフェル), 「軍隊行進曲」(シューベルト)
第5学年	「くるみ割り人形」(チャイコフスキー), 「タンホイザー行進曲(合唱の部を含む。) (ワーグナー), 「ウイリアム・テル」序曲(ロッシニ)
第6学年	「六段」(八橋檢校), 組曲「ペールギュント」第1(グリーグ), 「第9交響曲」から合唱の部(ベートーベン)

第三次学習指導要領の教科目標に掲げられている「すぐれた音楽」、「よい音楽」とはどのようなものを指すのかを考えるとき、ここに挙げられた共通教材は、当時考えられていたその例と捉えることができる。

なお、第一次試案にも、鑑賞用レコード一覧があり、学年ごとに種類別に示されている。曲目に学年の入れ替えは見られるものの、多くは重複している。

3.4 昭和43（1968）年告示「小学校学習指導要領 第5節 音楽」文部省¹¹（第四次）

音楽科の教科目標は、「音楽性をつちかい、情操を高めるとともに、豊かな創造性を養う」とされ、そのための具体的な目標として鑑賞能力、基礎能力、表現能力、音楽経験の生活化に関する4点が挙げられた。その第1点目に、鑑賞に関わる目標「1 すぐれた音楽に数多く親しませ、よい音楽を愛好する心情を育て、音楽の美しさを味わって聞く能力と態度を育てる」が示されている。

昭和43年の改訂では、米国での教育改革や我が国の高度経済成長期を背景とした能力主義教育が行われ、系統的学習が目指されるようになった。この影響から、他教科も含め全般的に基礎学力の充実を意図しており、音楽科でも領域「基礎」が設けられた。この時の領域は、「A 基礎」「B 鑑賞」「C 歌唱」「D 器楽」「E 創作」の5領域であり、「表現」よりも「鑑賞」が先に位置づけられている。

第四次の鑑賞に関する各学年の目標を表4に示す。

表4 第四次の「鑑賞」の目標

第1学年	音楽を楽しく聞こうとする意欲を育てるとともに、聞いたり演奏したりすることを通して、いろいろな楽器の音色や音楽の種類、演奏形態について興味と関心をもたせる。
第2学年	音楽の美しさを味わって聞こうとする意欲を育てるとともに、聞いたり演奏したりすることを通して、いろいろな楽器の音色や音楽の種類、演奏形態について興味と関心をもたせる。
第3学年	音楽の美しさを全体的に味わって聞く能力と態度を育てるとともに、 <u>楽器の特徴、音楽の種類および演奏形態について理解させる。</u>
第4学年	音楽の美しさを全体的に味わって聞く能力と態度を育てるとともに、 <u>楽器の特徴、音楽の種類および演奏形態について理解させる。</u>
第5学年	音楽の美しさを全体的に味わって聞く能力と態度を育てるとともに、 <u>楽器や声の種類とその特徴、音楽の種類および演奏形態について理解させる。</u>

第6学年	音楽の美しさを全体的に味わって聞く能力と態度を育てるとともに、 <u>楽器や声の種類とその特徴、音楽の種類および演奏形態について理解させる。</u>
------	--

第四次では、各学年の鑑賞の内容において、音楽の美しさを「味わって聞こうとする意欲」（第2学年）、「全体的に味わって聞く能力と態度」（第3～第6学年）と示されており、「音楽の美しさを全体的に味わって聞く能力と態度」と並行して、音楽の諸要素の理解が挙げられている。

なお、「第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取り扱い」に「4 鑑賞教材は、児童の鑑賞能力を高めるのに効果的なものを、歴史的、地域的な配慮を加えて、広い範囲から選ぶものとする」との記述が見られる。なお、この昭和43年の改訂に合わせて、文部省は国庫負担金と地方交付税によって保護者の教育費負担を軽減する措置を取り、ステレオ再生装置や楽器類が飛躍的に充実することとなった¹²。

3.5 昭和52（1977）年告示「小学校学習指導要領 第5節 音楽」文部省¹³（第五次）

この改訂では、教育内容が理解できない子どもが多く存在することが社会問題となっていた背景もあり、教育内容を精選し必要最低限にとどめ、「ゆとりのある教育」が目指されることになった。音楽科では領域が、「A 表現」および「B 鑑賞」に整理されている。

昭和52年版の「第1 目標」は、音楽科全体の包括的な目標として「表現及び鑑賞の活動を通して、音楽性を培うとともに、音楽を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う」と示されるようになった。またこの改訂では、各学年において領域別の目標が設定されなくなり、各領域の具体的な目標は、「2 内容」での指導内容の表記に集約された。この改訂での特徴としては、「音楽を愛好する心情」の育成の重視が挙げられる。

各学年で示された鑑賞の能力に関する指導内容は、表5にあるように、アからエの4項目、つまり、アとして聴取方法、イ 要素と曲想の関係、ウ 構成、エ 楽器の音色と声の特徴、の4項目から構成された。「ア」では、第1学年から第4学年までは「旋律を口ずさんだり、身体反応をしたりしながら聴くこと」とされ、高学年（第5学年、6学年）では、「音楽の美しさを全体的に味わって聴くこと」と示されている。

表5 第五次の「鑑賞」内容

(1) 鑑賞の能力に関して、次の事項を指導する。	
第1学年	ア 旋律を口ずさんだり、身体反応をしたりしながら聴くこと。 イ リズム、旋律及び速さの特徴に気を付けて聴くこと。 ウ 主な旋律に気を付けて聴くこと。 エ いろいろな楽器の音色に気を付けて聴くこと。
第2学年	ア 旋律を口ずさんだり、身体反応をしたりしながら聴くこと。 イ リズム、旋律及び速さの特徴に気を付けて聴くこと。 ウ 主な旋律に気を付けて聴くこと。 エ いろいろな楽器の音色の特徴を感じ取って聴くこと。
第3学年	ア 旋律を口ずさんだり、身体反応をしたりしながら聴くこと。 イ 楽曲を特徴付けている音楽の要素に気を付けて聴くこと。 ウ 主な旋律とその反復及び変化に気を付けて聴くこと。 エ パイオリン、トランペット、フルート及び縦笛の音色に親しむこと。
第4学年	ア 旋律を口ずさんだり、身体反応をしたりしながら聴くこと。 イ 楽曲を特徴付けている音楽の要素に気を付けて聴くこと。 ウ 主な旋律とその反復及び変化に気を付けて聴くこと。 エ チェロ、ホルン、クラリネット及びオーボエの音色に親しむこと。
第5学年	ア <u>音楽の美しさを全体的に味わって聴くこと。</u> イ 楽曲を特徴付けている音楽の要素と曲想とのかかわりに気を付けて聴くこと。 ウ 主な旋律とその反復、変化及び対照並びに全体の構成に気を付けて聴くこと。 エ オーケストラの楽器のそれぞれの音色及び人の声の特徴を感じ取り、それらの組合せによる響きを味わって聴くこと。
第6学年	ア <u>音楽の美しさを全体的に味わって聴くこと。</u> イ 楽曲を特徴付けている音楽の要素と曲想とのかかわりに気を付けて聴くこと。 ウ 主な旋律とその反復、変化及び対照並びに全体の構成に気を付けて聴くこと。 エ オーケストラの楽器のそれぞれの音色及び人の声の特徴を感じ取り、それらの組合せによる響きを味わって聴くこと。

なお、昭和57年にCDが発売された。これに伴い、鑑賞指導の視聴覚教材が映像を伴うLDからCDへの移行が行われた。

第五次学習指導要領を受けて昭和55（1980）年に改訂された指導要録において、これまでの「所見」欄が「観点別学習状況」と改められ、それ以降、目標に準拠した評価が行われるようになった。この「観点別学習状況」の評価を行うことは、複数の観点から児童の育ちを見ることであり、評価への信頼性への向上といった点において意味がある。その一方で、「指導と評価の一体化」という文言の下、評価の信頼性向上への指向性は、鑑賞指導においても目標の具体化を促進させることになった。

3.6 平成元（1989）年告示「小学校学習指導要領 第6節 音楽」文部省（第六次）

この改訂によって「目標」は2学年ごとの括りとなったが、「内容」については1学年ごとの表記が維持されている。

いわゆる「新学力観」に基づく再編となったことを受け、子どもの個性的・創造的な自己表現を促すことが重視されるようになった。音楽科では、創作に対して、「音楽をつくって表現できるようにする」という形で創造的音楽学習の理念が取り入れられた。この改訂に関わった山本（2010）は、「この創作指導の改革は、鑑賞指導の様式的拡大という一大変革をも目指していた」と述べている¹⁴。

鑑賞能力の指導内容は、第五次学習指導要領を踏襲し、ア 聴取方法、イ 要素と曲想の関係、ウ 構成、エ 楽器の音色と声の特徴、の4項目で構成されている（表6を参照）。

表6 第六次の「鑑賞」内容

(1) 音楽を聴いて感じ取ることができるようにする。	
第1学年 第2学年	ア 楽曲の気分を感じ取って聴くこと。 イ リズム、旋律及び速さに気を付けて聴くこと。 ウ 主な旋律に気を付けて聴くこと。 エ 楽器の音色に気を付けて聴くこと。
第3学年 第4学年	ア 曲想の変化を感じ取って聴くこと。 イ 音楽を特徴付けている要素に気を付けて聴くこと。 ウ 主な旋律とその反復及び変化に気を付けて聴くこと。また、それらの旋律を支えるリズムや副次的な旋律に気を

	エ 楽器の音色の特徴に気を付けて聴くこと。また、それらの音の組み合わせを感じ取って聴くこと。
第5学年 第6学年	ア 曲想を全体的に味わって聴くこと。 イ 音楽を特徴付けている要素と曲想とのかわりに気を付けて聴くこと。 ウ 主な旋律とその反復、変化及び対照並びに全体の構成に気を付けて聴くこと。また、それらの旋律を支える副次的な旋律や和声に気を付けて聴くこと。 エ 楽器の音色及び人の声の特徴に気を付けて聴くこと。また、それらの音や声の重なりによる響きを味わって聴くこと。

※実際には、1学年ごとに記されているが、2学年ごとに同一表記であったため、まとめて記載している。

3.7 平成10（1998）年告示「小学校学習指導要領 第6節 音楽」文部省（第七次）

完全学校週5日制となったことを受け、年間授業時間の削減が行われた。これに伴い内容の厳選が必要となり、また各学校の児童の実態に応じた弾力的な指導の実施を目指して、第七次学習指導要領からは「目標」と併せて「内容」についても2学年ごとの表記となった。この改訂により、従前からそれ自体の存在が疑問視されていた鑑賞の共通教材の指定も廃止された。

鑑賞の内容については、ア 曲想（楽曲全体の曲想の変化）、イ 要素・構成（楽曲を特徴付ける要素や構成）、ウ 表現媒体（楽器や声の特徴を感じ取って聴く）という3項目に整理されている¹⁵。

表7 第七次の「鑑賞」の内容

(1) 音楽を聴いてそのよさや楽しさ（第3学年以上は「楽しさ」）を感じ取るようにする。	
第1学年 及び 第2学年	ア 楽曲の気分を感じ取って聴くこと。 イ リズム、旋律及び速さに気を付けて聴くこと。 ウ 楽器の音色に気を付けて聴くこと。
第3学年 及び 第4学年	ア 曲想の変化を感じ取って聴くこと。 イ 主な旋律の反復や変化、副次的な旋律、音楽を特徴付けている要素に気を付けて聴くこと。 ウ 楽器の音色及び人の声の特徴に気を付けて聴くこと。また、それらの音や声の組合せを感じ取って聴くこと。
第5学年 及び 第6学年	ア 曲想を全体的に味わって聴くこと。 イ 主な旋律の変化や対照、楽曲全体の構成、音楽を特徴付けている要素と曲想とのかわりに気を付けて聴くこと。

ウ	楽器の音色及び人の声の特徴に気を付けて聴くこと。また、それらの音や声の重なりによる響きを味わって聴くこと。
---	---

なお、この改訂でも第5、6学年には「曲想を全体的に味わって聴く」ことが内容に含まれていた。

3.8 平成21（2009）年告示「小学校学習指導要領 第6節 音楽」文部科学省（第八次）

音楽科の教科目標は、第七次のもと同様である。鑑賞に関しては、「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育」として、鑑賞教材選択の観点として、第3学年から我が国の伝統音楽が位置付けられた。

平成20年の改訂における音楽科の大きな改訂点は、〔共通事項〕が示されたことと言語活動の充実が示されたことであろう。

この〔共通事項〕は、表現及び鑑賞領域の各活動の中で扱うものとして、「音楽を特徴付けている要素」や「音楽の仕組み」を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取ること、また音楽にかかわる用語を、音楽活動を通して理解するよう示されている。このことから、小学校音楽科の鑑賞活動において、知覚し感受したことを〔共通事項〕で挙げられた音楽の諸要素と結び付けながら、言語を使って説明させるという行為を、「音楽を理解すること」（＝鑑賞の能力）と捉える傾向が一層強くなったのではないだろうか。

また、この改訂では、「全体的に味わって聴く」という文言が削除された（表8を参照）。

表8 第八次の「鑑賞」の内容

(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を指導する。	
第1学年 及び 第2学年	ア 楽曲の気分を感じ取って聴くこと。 イ 音楽を形づくっている要素のかわり合いを感じ取って聴くこと。 ウ 楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを言葉で表すなどして、楽曲や演奏の楽しさに気付くこと。
第3学年 及び 第4学年	ア 曲想とその変化を感じ取って聴くこと。 イ 音楽を形づくっている要素のかわり合いを感じ取り、楽曲の構造に気を付けて聴くこと。 ウ 楽曲を聴いて想像したことや感じ

	取ったことを言葉で表すなどして、楽曲の特徴や演奏のよさに気付くこと。
第5学年及び第6学年	ア 曲想とその変化などの特徴を感じ取って聴くこと。 イ 音楽を形づくっている要素のかかり合いを感じ取り、楽曲の構造を理解して聴くこと。 ウ 楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを言葉で表すなどして、楽曲の特徴や演奏のよさを理解すること。

第6学年	を見だし、 <u>曲全体を味わって聴く</u> こと。 イ 曲想及びその変化と、音楽の構造との関わりについて理解すること。
------	--

表9の通り、第九次学習指導要領では、鑑賞指導において第3、4学年から「曲全体を味わって聴く」との記述が復活し、「曲想と音楽の構造との関わり」について重視されていることがわかる。つまり、要素的な聴き方に留まるのではなく、楽曲全体を味わうことの重要性の再認識があることが感じられる。

3.9 平成29（2017）年告示「小学校学習指導要領 第6節 音楽」文部科学省¹⁶（第九次）

周知の通り、平成29年に告示された第九次学習指導要領では、学力の三要素を基に音楽科の指導内容も捉え直された。音楽科の教科目標は、「表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す」というリード文に続いて、項目（1）に「知識及び技能」に関する内容、項目（2）に「思考力、判断力、表現力等」に関する内容、項目（3）に「学びに向かう力、人間性等」に関する内容が示された。これに伴い、各学年の目標も上記の3項目で表されている。

領域「鑑賞」については、ア（思考力・判断力・表現力）とイ（知識）の2項目で表されることとなった。

表9 第九次 鑑賞で身に付けさせるべき内容

(1)鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	
第1学年及び第2学年	ア 音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えること。 イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる身近な音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて理解すること。
第3学年及び第4学年	ア 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏のよさなどを見だし、 <u>曲全体を味わって聴く</u> こと。 イ 曲想及びその変化と、音楽の構造との関わりについて気付くこと。
第5学年及び	ア 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏のよさなど

4 「聴取」から「鑑賞」へ

—「聴く力」を育てるための鑑賞教育の検討

これまで学習指導要領の変遷を概観して明らかのように、音楽科は昭和22年第一次試案から一貫して「鑑賞」を扱い、鑑賞に関わる資質・能力を育てることを目標としてきた。それは、「聴く」ということが音楽活動の基盤となるものだからである。このことは、昭和26年の第二次試案で「すべての音楽表現能力の発達やその指導は、広い意味で音楽を聞く活動から始められる」と述べられているように、音楽教育においては疑いようのない通念であった¹⁷。

しかし、学校教育で積み重ねられてきたはずの鑑賞活動において、子どもたちは本当に「音楽を聴く力」を身に付け、学校教育を離れてもそれを生かしているといえるのだろうか。

前述した通り、音楽を聴く、という行為は本来主観的な営みであり、鳴り響く音・音楽から何を受け取るのか、その人にとってどのような意味をもつのかは規定できるものではない。平成元年の『小学校指導書音楽編』にあるように、「音楽鑑賞は、究極的には『音楽の美しさを享受する』ことである」が、それは人によって様々であり、元来「個人的な行為」なのである。それゆえに、音楽科の鑑賞指導では、自ら進んで音楽を聴こうとする意欲を育て、そこから何かを感じ取ろうとする態度や能力を育成することを目指してきた。そして集団での活動において、児童一人ひとりが音楽の美しさを享受し、理解するための手段として、音楽を特徴づける要素や構成、表現媒体を指導の観点としてきたのである¹⁸。

この方向性は、「目標に準拠した評価」の実施によって、評価のための能力の可視化の必要性を背景とし

つつ、促進されることとなった。音楽科では、一人ひとりのものであるはずの鑑賞を「指導一学習」として成立させ、指導と一体化した評価を行うために、感受した内容を音楽の諸要素と結び付け、言語を媒介として、一つの楽曲を同じ視点で鑑賞させる取り組みを行ってきた。実際、このような音楽の諸要素に着目した音楽鑑賞は、手がかりを見いだせずただ聴き流すという状態から脱するため、そして音楽をより理解するための有効な手立てではある。しかし、要素を聴き取らせることに終始したり、自分が感受したことを予め設定された要素に結び付けさせたりする活動に留まっていたら、音楽を聴く喜びに繋がらず、音楽を聴く力が育ったとはいえないだろう。

戦後の我が国の音楽教育を牽引した浜野政雄(1973)は、次のように述べている¹⁹。

鑑賞の本質を音楽の美的享受と考えるとき、“鑑賞を指導する”という表現や考え方は不適当であって、“鑑賞のために指導する”、“児童が鑑賞できるための指導をする”といわねばならない。なぜなら、音楽によって引き起こされた情緒や美的享受は、児童の内部で個人的に行なわれるもので、教師が教える性質のものではないからである。教師はただ、児童自らの享受に都合のよい準備をしてやるだけである。

音楽を鑑賞し、享受した内容を言葉で正確に言い表すことはできない。しかし、その音楽がもつ諸要素を理解し、享受した内容と結び付けることによって、自分自身が感じたこととの関連を鑑賞者自身が知ることはあるだろう。ただ、音楽の諸要素の理解は、享受した内容と結びつくものばかりではないはずである。

「鑑賞」は個人が音楽を味わうことなくしては成り立たない。既知の知識と関連づけながら聴くことは、それをもたずに聴くことよりも、深い理解に繋がる。しかし、たとえばどのような楽器が使われているか、提示部で提示された主題がどこで出てくるのか、2曲のテンポの違いはどのような印象の違いを生むのかといった、予め設定した観点から音楽を聴くことは、音楽そのものを味わうことに必ずしも結び付かない。そこで、教師として求められるべきは、「聴取」から「鑑賞」へ導くことである。

そのためには、まずは教師自身が音楽を鑑賞する力を身に付けなければならない。とくに音楽の専門性をもたない、あるいはもたないと認識している小学校教師自身が音楽を聴き、味わえるように導くための、現職教師を対象とした「教師の音楽を聴く力の育成」に有効な音楽経験プログラムの構築が急務である。

集団による鑑賞活動の中においても、一人ひとりが音楽と出会い、心を揺さぶる経験への契機とするために、そして学校外の生活の中で、多様な様式の音楽を聴こうとする態度を育てるために音楽科ができることは何か。この視点からの音楽科における鑑賞のあり方の再検討が求められる。

注

- 1 表1はホール側の了承を得て、2015年度からの自主事業(抜粋)のデータを示しているが、筆者がデータを閲覧した2013年度以降、同じ傾向が見られる。
- 2 国立教育政策研究所「学習指導要領データベース」, 「学習指導要領 音楽編(試案)昭和二十二年度」文部省。
<https://www.nier.go.jp/guideline/s22ejo/index.htm>
(2018/8/13) 下線は筆者による。
- 3 同データベース, 「第1章 音楽教育の目標」
(2018/8/15)
- 4 山本文茂(2009)「戦後音楽鑑賞教育の流れ(5)」音楽鑑賞教育振興会編『音楽鑑賞教育』No. 497, p. 25。
- 5 前掲データベース。「小学校学習指導要領音楽科編(試案)昭和26年(1951)改訂版」文部省。
<https://www.nier.go.jp/guideline/s26eo/index.htm>
(2018/8/13)
- 6 同書, 「まえがき」を参照。下線は筆者による。
- 7 同書, 「Ⅲ 児童の音楽的発達」を参照。各項目に説明文が添付されているが、抜粋して記載。下線は筆者による。
- 8 「Ⅳ鑑賞の指導法 2 鑑賞指導の方法ならびに指導上の注意」項目「3) 音楽の表わす感じをとらえさせる。」を参照。この項目では、「たとえば、低学年なら低学年なりに、簡単な旋律の感じを表わすことばでいわせたりする。ただし、これはあまりいき過ぎると児童は無理に音楽以外の要素、教師の期待しそうな答、主観的な空想などによって、感じを表現しようとするから注意しなければならない」と注意を促している。
- 9 山本文茂(2009)「戦後音楽鑑賞教育の流れ(6)」音楽鑑賞教育振興会編『音楽鑑賞教育』No. 498, p. 33。

10 鑑賞共通教材はこの後、昭和43年、昭和52年、平成元年告示版まで差し替えを行いながら示され、平成10年告示版で削除された。なお、この間に共通教材として指定された曲は、文部科学省(2018)『小学校学習指導要領(平成29年3月告示)解説 音楽編』(東洋館出版社)にも掲載されている(pp.170-171)。

表3に示した共通教材は、各学年において上記3曲を含めて年間8曲以上鑑賞させるよう指示がある。なお、作曲家名の表記については、学習指導要領の記載に準じた。

11 前掲データベース、「小学校学習指導要領 付 学校教育施行規則(抄) 昭和43年7月」文部省。

<https://www.nier.go.jp/guideline/s43e/chap2-5.htm>
(2018/8/13)

12 文部科学省HP「我が国の教育水準(昭和55年度)第1章第5節2」には、「昭和42年には、学習指導要領を実施していく上で必要とされる品目と数量を定めた『教材基準』を設定し、これに基づいて教材整備10か年計画を策定し、計画的に教材の整備が行われてきた」とあり、公立小学校の「テープ式録音機(カセット)」の保有率が昭和47年の54.2%から昭和52年には97.4%へと向上している。ここから、この施策によって、音楽科教育に関わる教育機器が飛躍的に普及したことは明らかである。なお、表4における下線は筆者による。

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad198001/hpad198001_2_046.html (2018/11/20)

13 同データベース。

<https://www.nier.go.jp/guideline/s52e/chap2-5.htm>
(2018/8/13) 表5の下線は筆者による。

14 山本文茂(2010)「戦後音楽鑑賞教育の流れ(10)」音楽鑑賞教育振興会編『音楽鑑賞教育』No.502, p.29。

15 文部省(1999)『小学校学習指導要領解説 音楽編』教育芸術社, p.19。

16 文部科学省(2018)『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 音楽編』東洋館出版社, 203P。なお、表9の下線は筆者による。

17 「IV 鑑賞の指導法 1 鑑賞指導の意義」を参照。
(前掲データベース、「小学校学習指導要領音楽科編(試案)昭和26年(1951)改訂版」文部省。)

18 文部省(1989)『小学校指導書 音楽編』教育芸術社, p.25。

同様の内容を、当時文部省初等中等教育局小学校課教科調査官であった金本正武が「音楽科における鑑賞指導を見直

そう」(日本音楽教育学会編『音楽教育実践ジャーナル』2-2, 2005, pp.6-21)において述べている。なお、平成11年5月の文部省『小学校学習指導要領解説 音楽編』(教育芸術社, p.17)では、音楽聴取の能力は、「(略)大きくは「曲想」「要素・構成」「表現媒体」の三つの観点(中略)を感じ取って聴く活動を通して育てられるものである。(略)」(下線筆者)と明記されている。

19 浜野政雄(1973)『音楽教育概説』音楽之友社, p.171。

付記

本稿は、日本学校音楽教育実践学会第23回全国大会にて口頭発表を行った内容を再構成したものである。

謝辞

本研究は、JSPS科研費17K04569の助成を受けて行っています。

(2018年10月23日受稿, 2018年11月26日受理)

A Basic Study on “Appreciation Education” in Music: “Appreciation” in the Course of Study

KOYAMA Noriko ⁽¹⁾

In essence, the act of listening to music is purely subjective. However, in music education, the aim has been to have groups of students listen to the same music and deepen their understanding of music. However, is this kind of “appreciation education” really cultivating “the ability to listen to music?” In this study, I started by surveying the first draft of the course of study to elementary school from 1947 to the ninth edition of the course of study, which was revised in 2017, clarifying how “appreciation education” in the subject of music has been handled so far. In the course of study, “appreciation” has consistently been included in the subject of music. Starting with the second edition in 1951, appreciation activities have focused on a range of musical elements. However, we must ask whether connecting sensory impressions to pre-selected elements and expressing these impressions in words, as is currently done in appreciation education in music, can help cultivate the ability to listen to music.

Keywords : music education, appreciation, the course of study, listening to music

⁽¹⁾Department of Childhood Education, Faculty of Education, Fukuyama City University